


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例について		区分	○ 1 審議事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、当該事業に関する条項を追加するものである。</p> <p>(1) 主な改正点                  第3条(事業)、第6条(利用することができる者)及び第9条(利用料金等)に「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する条項を追加する。</p> <p>(2) 施行日                  平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果                  高齢者在宅サービスセンターきよはら及びむこうはらにおいて、「介護予防・日常生活支援総合事業」の適切な運営を実施することができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>文書課において審査済み</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>平成29年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。